

最低制限価格の取扱いについて(建設コンサルタント業務)

日田市が競争入札に付する建設コンサルタント業務の最低制限価格について、次のとおり取扱う。

算出方法について

(1) の制限割合を算定後、(2) により最低制限価格(税抜き)を算定する。

(1) 制限割合の算定

○制限割合の算定式

$$\frac{\{ \text{別表の ①+②+③+④} \}}{\text{予 定 価 格 (税 抜 き)}}$$

※制限割合は小数第3位を四捨五入し、第2位までとする。

○制限割合の適用範囲

測量業務にあっては10分の6から10分の8.2まで、
建築関係業務にあっては10分の6から10分の8まで、
地質調査業務にあっては3分の2から10分の8.5まで、
土木関係、補償関係業務にあっては10分の6から10分の8.1まで、
特別なものについては、上記算定方法にかかわらず10分の6から10分の8まで、
の範囲内で適宜の割合とする。

(2) 最低制限価格(税抜き)の算定

○最低制限価格(税抜き)の算定式

$$\text{予定価格(税抜き)} \times \text{制限割合}$$

※最低制限価格(税抜き)は、千円未満切捨てとする。

〈適用時期〉 令和7年10月1日以降に入札公告又は指名通知するものから適用

別表

業種区分	①	②	③	④
測量業務	直接測量費の額	測量調査費の額	諸経費の額に 10 分の 5.0 を乗じて得た額	* * *
建築関係の建設コンサルタント業務	直接人件費の額	特別経費の額	技術料等経費の額に 10 分の 6 を乗じて得た額	諸経費の額に 10 分の 6 を乗じて得た額
土木関係の建設コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に 10 分の 9 を乗じて得た額	一般管理費等の額に 10 分の 5.0 を乗じて得た額
地質調査業務	直接調査費の額	間接調査費の額に 10 分の 9 を乗じて得た額	解析等調査業務費の額に 10 分の 8 を乗じて得た額	諸経費の額に 10 分の 5.0 を乗じて得た額
補償関係コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に 10 分の 9 を乗じて得た額	一般管理費等の額に 10 分の 5.0 を乗じて得た額